

第8期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画の状況 (令和4年度)

- 計画に定める、地域包括ケアの推進のための重点推進事項6項目それぞれについて、「県計画に定める方策の取組状況」、「市町村における取組・評価の概況」、「今後の取組の方向性」を整理したものになります。

重点推進事項6項目

- ①介護予防の推進と高齢者の社会参加 / ②生活支援の充実 / ③適正な介護サービスと住まいの確保
- ④介護人材の確保・介護現場革新 / ⑤医療との連携 / ⑥認知症施策の推進

- 「県計画に定める方策の取組状況」には、令和4年度末時点における県としての取組状況について、主なものを記載しています。
- 「市町村における取組・評価の概況」には、令和4年度末時点における市町村（保険者）の取組状況のうち、独自に行っているものや特に課題となっているものについて、主なものを記載しています。
- 「今後の取組の方向性」には、これらを踏まえて今後県として取組む方向性について記載しています。

重点推進項目1 介護予防の推進と高齢者の社会参加

県計画に定める方策の取組状況

1 介護予防の推進

- 島根県介護予防評価・支援委員会において、各市町村の現状や課題、取組状況の共有を実施。
- 地域づくり加速化事業により、介護予防の仕組みづくりのための伴走型支援を実施。
- 地域包括支援センターを対象とした各種研修や、市町村への県アドバイザーの派遣等により関係職員の資質向上や市町村の体制整備を支援。
- 地域ケア会議へのリハビリテーション専門職等の参画について、医療機関・関係団体に協力依頼・情報提供を実施。
- 食べる機能の向上支援として、歯科医師会や栄養士会との連携により、各種の研修会や普及啓発活動を実施。

2 健康づくりとの連携

- 健康づくり部局との庁内連携により、関係課間での情報共有を実施するとともに、市町村担当者向けの研修会や会議を共同開催。

3 高齢者の積極的な社会参加

- 「生涯現役証」の発行や100歳以上の元気な長寿者への知事表彰により、高齢者の社会参加活動推進のための取組を引き続き実施。

市町村における取組・評価の概況

■通いの場について

- 通いの場の参加者数、箇所数についてはおおむね増加傾向であったが、一部市町村においては、新型コロナウイルス感染症の影響による参加控え、開催中止等により減少傾向にある。引き続き、感染症対策に留意しつつ、活動維持及び健康づくりの充実を両立するための支援が必要。
- 専門職の派遣・介入等による通いの場での介護予防・フレイル予防の啓発や、リモートでの実施等、市町村ごとに工夫して取り組んでいる例がみられる。
- 運営ボランティアの高齢化による担い手不足、マンパワー不足等への課題感がある。また、男性の参加率が低調な箇所もあり、更なる働きかけが必要。
- 通いの場の様々な評価の取組はされているが、事業全体の評価手法や評価の活用方法については課題があることから、データの提供や活用手法の紹介などの支援、また実態に即した事業の見直しが必要。

今後の取組の方向性

- ◇ 「通いの場」の参加者への効果を評価するなどPDCAサイクルに沿った取組を推進するため、介護予防事業の実施状況の把握や課題の整理、評価・分析などにより、支援を行っていく。
- ◇ 自立支援に資する多職種連携による地域ケア会議や自立支援型マネジメントを充実させるとともに、地域課題解決のための政策形成を推進していけるよう、研修や市町村担当者会議の開催、先行事例の紹介、県アドバイザーの派遣を通じて支援を行う。

重点推進項目2 生活支援の充実

県計画に定める方策の取組状況

1 生活支援体制の整備

- 生活支援コーディネーター養成研修や情報交換会の実施により、地域における支え合い・見守りの体制づくりを推進。
- 生活支援体制整備アドバイザーを市町村に派遣し、個別課題に応じた支援を実施。
- 「小さな拠点づくり」担当部局と連携し、分野ごとの縦割りを超えた取組となるよう支援を実施。

2 地域における権利擁護の推進

- 日常生活自立支援事業の利用促進に向け、利用対象者等への広報啓発や実施体制の充実を図るための担当者向け研修会の開催を支援。
- 成年後見制度の利用促進に向け、新たに「島根県成年後見制度利用促進協議会」を設置し、市町村計画の策定や担い手の確保に向けた支援を実施。
- 高齢者の消費者被害防止について、相談件数は高止まりの状況が続いており、高齢者等への啓発と共に、地域の関係機関が連携し情報共有や見守りなどを行う「地域見守りネットワーク」が全市町村で設置されるよう働きかけを行う。

市町村における取組・評価の概況

■生活支援体制の整備について

- 生活支援コーディネーターの配置についてはすべての市町村で達成済みではあるが、人手不足等により、委託から市町への直営に移行するケースが生じている。生活支援には多方面との連携が不可欠であり、コーディネーターの資質の向上と定着が求められる。
- 移動支援については、中山間地域を中心に喫緊の課題となっており、バスやタクシーの利用費助成、乗り合いタクシー・福祉タクシーの導入等、各市町村において取組がみられる。一方、担い手不足や利用者ニーズの充足が困難といった課題もあり、今後の安定的な移動支援の継続に向け検討が必要。

今後の取組の方向性

- ◇ 生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置などの体制が整いつつある中、コーディネーターの定着は基より、地域のニーズにきめ細かく対応できるよう、コーディネーターの活動促進、多様な主体を巻き込んだ取組の推進、既存事業の活用や他の地域支援事業と連携した取組の推進を図っていく。
- ◇ 「小さな拠点づくり」と地域包括ケアは、住民の生活支援において重なり合う取組であり、部局横断の情報共有などが進んでいる中、圏域ごとの定期的な連絡会開催などを通じて、市町村の部局横断の取組を支援していく。

重点推進項目3 適正な介護サービスと住まいの確保

県計画に定める方策の取組状況

1 サービスの質の向上

- 事業所において、質の向上に向けた自己評価、改善等の必要な取組が進められるよう、実地指導などの機会を活用して指導や優良事例の紹介を実施。

2 介護給付等に要する費用の適正化

- 要介護認定が適正に運用されるよう、主治医意見書（記入方法等）のパンフレットを作成・配布し、また認定調査員研修を実施。
- ケアプラン点検の体制強化に向けて、島根県介護支援専門員協会及び保険者を対象とし、ケアプラン点検の基礎的なポイントを習得することを目的とした研修会を開催。

3 様々な居住形態への対応

- 市町村との連携や実地指導により状況把握を行い、必要に応じて情報提供を実施。また、県営住宅建替事業に併せたシルバーハウジングの整備を関係市町村と連携して推進。

4 災害や感染症対策に係る体制整備

- 事業所における業務継続計画（BCP）については、令和5年度末までに100%となるよう、未作成の事業所へ実地指導などの機会を活用して早期策定の働きかけを行う。

市町村における取組・評価の概況

■サービスの質の向上

- 多くの市町村が、人員不足が介護の質に影響していると考えている。事業所向けの研修会等を開催し、質の確保に努めている市町村もある。

■介護給付等に要する費用の適正化について

- ケアプラン点検については、多くの市町村で必要性を認識しているが、人的体制等の問題から実施が不十分であるとする市町村が多い。
- 一方で、ケアプラン分析システムの導入等により、問題がある可能性のあるケアプランをシステム上で抽出するなど、効率化等に取り組んでいる市町村もある。
- また、各地区協会と連携し、ケアプラン点検に専門的な意見を取り入れる取り組みを積極的に行っている市町村もある。
- 住宅改修の点検における専門職の関与、医療情報との突合や縦覧点検の結果（国保連から提供）の活用方法等が主な課題。

今後の取組の方向性

- ◇ 市町村が、地域のニーズに対応したサービス提供体制を主体的に検討できるよう、客観的データの提示や他市町村の取組について情報提供する等、保険者及び市町村の意向を把握しつつ、地域の実情に合わせた伴走支援を実施する。
- ◇ 介護給付適正化事業は、各保険者でその必要性の認識が深まっており、今後は内容の充実に視点をおき、島根県介護支援専門員協会や島根県国民健康保険団体連合会と連携しながら、より実効性のある保険者支援を実施する。
- ◇ 災害や感染症発生時にもサービス提供が継続されるよう、引き続き、各事業所へ業務継続計画（BCP）の策定状況の把握を行うとともに、早期策定の働きかけを行う。

重点推進項目4 介護人材確保・介護現場革新

県計画に定める方策の取組状況

1 介護人材の確保

- 介護の仕事のイメージアップとして、『介護の日』のイベント開催や、中高生の介護職場体験を実施。（新型コロナウイルス感染症の影響により、これらの事業は中止となり、動画・パンフレット等を活用した啓発や中高生の福祉科高校での体験事業を実施。）
- 人材の確保に向け島根県福祉・介護人材確保推進会議や市町村・保険者との意見交換会などを通じて、関係機関との情報共有など、地域の関係者と連携した取組を推進。
- 多様な人材の確保のため、返還免除となる介護福祉士等修学資金の貸付や保険者等が実施する介護の入門的研修を支援。
- 介護人材の早期離職防止、定着促進のため、エルダーメンターの育成事業や経験の浅い職員の研修受講の支援を実施。

2 介護現場革新

- 介護職員の身体的な負担の軽減や業務の効率化、サービスの質の向上を図るため、県の介護ロボット等導入支援事業の補助率を拡大するなど導入支援を拡充。

市町村における取組・評価の概況

- 多くの市町村において課題認識が高い分野。従来から取り組んでいる多様な人材の確保、離職防止による職員の定着などに加え、介護現場革新の視点も加えた取組を進めていくことが必要。
- 介護事業所の紹介や、新卒者のインタビューなどを広報誌やホームページに掲載し、介護現場のイメージアップの取組を行う市町村がある。
また、中学高校等の教育機関と連携し、介護の仕事の意義・魅力を伝えるなど、介護職員が高齢化する中で、若い世代の職員がより求められている。
- 介護の入門的研修や初任者研修の開催をする市町村も多いが、受講者が就労に結び付かないという課題がある。受講者と介護事業所とのマッチングについて検討を要する。
- 業務仕分けにより、資格を必要としない周辺業務を担う元気な高齢者の参入等の介護現場革新の取組を始めた市町村もある。

今後の取組の方向性

- ◇ 介護人材確保については、介護職の魅力発信、多様な人材の確保、就労希望者と事業所とのマッチング、早期離職防止による定着促進に取り組む。
- ◇ 介護現場革新については、介護ロボットやICTの導入による業務負担軽減、またその導入に掛かる負担の軽減、成功事例の紹介など様々な角度から取組を進めていく。

重点推進項目5 医療との連携

県計画に定める方策の取組状況

1 地域での医療と介護の連携強化

- 保健所が中心となり、関係機関を対象とした地域保健医療対策会議医療介護連携部会等を開催し、関係者の資質向上及び連携強化を支援。
- 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制構築のため、標準的な入退院調整ルールを示したガイドラインを活用し、各圏域におけるルール作成を促進。
- 本人や家族が望む場所での療養や看取りが進むよう、啓発資材の活用や、市町村主催の研修企画を促進。

2 リハビリテーションの推進

- 自立を目指した、適切なリハビリテーションが切れ目なく提供できる体制を強化するため、地域ケア会議アドバイザーを派遣。

3 訪問看護の推進

- 訪問看護の人材育成、資質向上及び普及啓発等を目的とした訪問看護支援センター設置に向け、関係機関等と意見交換を実施。
- ステーションに就職した新卒等看護師の自立のための教育プログラムに基づく支援、病院からステーションへの出向研修事業の実施、条件不利地域に訪問するステーションへの助成など、各種の施策を展開。
- 啓発動画を作成し、訪問看護の普及や人材確保を促進。

市町村における取組・評価の概況

■地域での医療と介護の連携強化について

- 医療・介護連携に関する会議や研修会を開催している市町村もあるが、全体として取組が不十分であり、保健所に配置した専任スタッフを中心に、データの提供や医療機関への橋渡し、実効性のある会議・研修の開催を支援。
- 入退院調整など市町村を越えた広域の取組に課題があるため、検討の場の設置や調整ルールの策定支援が必要。
- 一部の市町村において、在宅医療座談会等の住民啓発が実施されているが、市町村単独では困難な場合が多いため、保健所の共催や、県による啓発資材の作成などによる支援を実施。
- 終活や看取りについても、取組を始めた段階の市町村が多く、さらなる普及啓発のための支援が必要。

■訪問看護の推進について

- 訪問看護ステーション数・訪問看護師数については地域偏在があり、離島・中山間地域といった条件不利地域におけるサービス提供体制充実のための支援が必要。一部の市町村では県事業を活用し、訪問看護ステーションに対する経費を助成。

今後の取組の方向性

- ◇ 医療・介護連携については引き続き、保健所の地域包括ケア推進スタッフにより二次医療圏の取組を推進する。特に「島根県入退院連携ガイドライン」を活用しながら、二次医療圏等での「ルールづくり」や「共通様式」の作成を進め、その実効性も高めていく。
- ◇ 在宅医療を進める上で、訪問看護が果たす役割は大きく、需要が高まっている。訪問看護師の確保と質の向上に向けて、訪問看護支援センター等と連携した取組を進める。

重点推進項目6 認知症施策の推進

県計画に定める方策の取組状況

1 認知症についての普及啓発

- 世界アルツハイマーデー（9月21日）を中心に、認知症サポーター養成に関するチラシの配布等により、認知症にかかる正しい理解の普及を図る。
- 市町村における本人交流会の開催状況調査及び開催・普及に向けた支援。

2 認知症の方を支える地域づくり

- 認知症カフェの設置状況の調査・公表、チームオレンジ研修の開催やセミナーを通じた好事例の紹介等により認知症の方を支える地域づくりを支援。

3 認知症についての相談対応

- しまね認知症コールセンターのチラシ作成・配布や、県広報媒体等により、相談したい人が気軽に相談できる相談窓口の周知。

4 医療・介護の連携体制の整備

- 認知症サポート医養成研修の開催、保健所を中心とした連絡会や研修の実施等、認知症対応に係る医療・介護の連携体制を整備。

5 若年性認知症への対応

- しまね若年性認知症相談支援センターについて、チラシ等により普及を図るとともに、コーディネーターの配置により相談体制を充実。

市町村における取組・評価の概況

- すべての市町村（保険者）において、認知症サポーターの養成や認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置がなされており、認知症カフェ、認知症ケアパスも多くで実施済み。
- 一方で、新型コロナウイルスの影響により認知症カフェの活動を休止しているところもあるため、5類移行後の活動再開や継続に向けた支援が必要。
- 認知症の方の本人ミーティング（交流会）の開催等も進んでいない状況。普及に当たっては本人の意思を尊重した着実な取組が必要であり、事例収集・情報提供等により、市町村の取組に向けた支援が必要。

今後の取組の方向性

- ◇ 市町村からは、特に医療面での連携において県の橋渡しを求められていることから、認知症の人や家族の視点を重視しながら、医療や行政等が一体となって支援できるよう連携体制を構築していく。
- ◇ 認知症カフェの設置状況等について調査を進め、好事例の紹介を行う等により、各市町村における認知症の方を支える地域づくりを後押しする。また、本人ミーティングの普及に向けては、本人や家族の意思を尊重したものとなるよう、事例収集・情報提供等により、市町村と連携を図る。
- ◇ 若年性認知症を含む認知症全般への理解を促すため、啓発を進めるとともに、若年性認知症の人と家族が早期に適切な支援につながるよう関係機関に対し、支援制度や相談窓口の周知、対応力向上のための研修会の開催、支援機関のネットワーク構築を図る。